

邑楽町地産地消協議会設置要綱

(設置の目的)

第1条 邑楽町の自然環境を活かし生産された、安心安全な農畜産物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結び付ける地産地消の取組を行うため、邑楽町地産地消協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 農畜産物の地産地消に関する事項
- (2) 農畜産物のブランド化に関する事項
- (3) 農畜産物の食育の推進に係る啓発活動、情報交換等に関する事項
- (4) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 副町長
- (2) 学識経験者
- (3) 消費者
- (4) 農業の振興に関する業務に係わる者
- (5) 商工業の振興に関する業務に係わる者
- (6) 農業の生産に関する業務に係わる者
- (7) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 会長は、副会長を指名する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(報酬)

第5条 委員の報酬は、これを支給しない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数の時は議長がこれを決する。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の所掌事務を補佐するため、専門部会（以下「部会」という。）を置く

ことができる。

2 部会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(報告)

第8条 会長は、協議会が協議した結果について、速やかに町長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、農業振興課及び商工振興課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

平成20年10月29日

附則

(施行期日)

平成26年4月1日

附則

(施行期日)

平成27年3月9日